

商品概要

設定日

2025年6月30日

信託期間

無期限

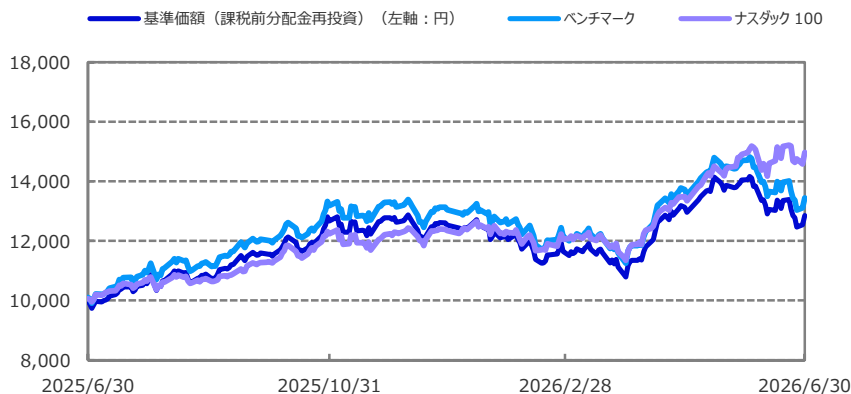
決算日

6月10日（休業日の場合は翌営業日）

運用実績

【過去の運用実績は、将来の運用成果を保証するものではありません。】

■ 基準価額の推移



※基準価額は信託報酬(後述の「ファンドの費用」参照) 控除後のものです。

※ベンチマーク（ナスダック100メガ指数*（税引後配当込み、円換算ベース））及びナスダック100指数*（税引後配当込み、円換算ベース）は、基準日前営業日の数値を元に、基準日当日の米ドル為替レート（対顧客電信売買相場の仲値）で円換算し、ファンドの設定日の前営業日を10,000として指数化しています。

■ 騰落率（課税前分配金再投資ベース）

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	-8.52%	19.10%	2.53%	28.45%	-	-	28.48%
ベンチマーク	-8.59%	19.47%	2.99%	32.97%	-	-	34.37%
ナスダック 100	0.42%	31.91%	21.27%	48.86%	-	-	49.68%

※基準価額の騰落率は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

ポートフォリオの状況

■ 資産配分

	純資産比
株式	99.7%
キャッシュ等	0.3%

■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	純資産比
1	NVIDIA	21.4%
2	APPLE	18.8%
3	MICROSOFT	12.4%
4	AMAZON.COM	11.7%
5	ALPHABET INC-CL A	9.3%
6	TESLA	9.3%
7	ALPHABET INC-CL C	8.7%
8	BROADCOM	8.0%
9	-	-
10	-	-

■ 組入上位5業種

	業種	純資産比
1	半導体・半導体製造装置	29.4%
2	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	18.8%
3	メディア・娯楽	18.0%
4	ソフトウェア・サービス	12.4%
5	一般消費財・サービス流通・小売り	11.7%

※ 業種は、GICS（世界産業分類基準）に準じています。

■ 組入上位5カ国・地域

	国名	純資産比
1	アメリカ	99.7%
2	-	-
3	-	-
4	-	-
5	-	-

※ 国・地域は発行体の登録地などで区分しています。

*Nasdaq®, Nasdaq-100 Mega Indexは、Nasdaq, Inc.（以下、その関連会社とともに「Nasdaq社」といいます。）の登録商標であり、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社はその使用の許諾を得ています。当ファンドは、その合法性または適合性がNasdaq社により認定されたものではありません。当ファンドは、Nasdaq社らによって発行、承認、販売、または販売促進されたものではありません。Nasdaq社は、当ファンドに関してもいかなる保証も行わず、いかなる責任も負いません。

当資料ご利用の際は、最終頁の「ご留意いただきたい事項」をお読みください。

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

設定・運用：

インベスコ・アセット・マネジメント

[商号等]インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号
[加入協会]一般社団法人資産運用業協会、日本証券業協会

ファンドの特色

- 1 主として、ナスダック100メガ指数を構成する株式に投資します。
効率的な運用を目的として、ナスダック100メガ指数を構成する株式を投資対象とする上場投資信託証券（ETF）に投資することがあります。
- 2 ナスダック100メガ指数（税引後配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 3 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4 運用にあたっては、インベスコ・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託します。
委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

※ ファンドは、ナスダック100メガ指数（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。本ベンチマークについての詳細は、後掲く当ファンドの対象インデックスについて>をご参照ください。ファンドは、ベンチマークと連動する投資成果を目指して運用を行いますが、基準価額とベンチマークの動きは乖離する場合があります。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会「投資信託等の運用に関する規則 信用リスク集中回避のための投資制限の例外」を適用して特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人資産運用業協会規則に定める寄与度が10%を超える支配的な銘柄が存在、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。一般のファンドにおいては、一の者に係るエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率として10%を上限として運用を行うところを、当ファンドにおいては、35%を上限として運用を行います。したがって、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

ファンドのリスク

ファンドは預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではないため、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属します。

基準価額の変動要因

ファンドは外国の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。



価格変動リスク

〈株式〉株価の下落は、基準価額の下落要因です。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。



信用リスク 発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。

ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。



カントリー・リスク 投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。



為替変動リスク 為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。

為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。

* 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

ファンドのリスク

その他の留意点

■ ファンド固有の留意点

■ 集中投資に関する留意点

■ ファンドは、特化型運用を行います。一般的な分散投資型運用のファンドとは異なり、少数銘柄に集中投資を行うため、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる可能性があります。また、分散投資を行う場合と比べ、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。集中投資した銘柄において経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

■ ベンチマークに関する留意点

■ ファンドはベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。主として、ファンドとベンチマークの組入資産の銘柄、売買タイミング、時価評価および比率の差異並びに信託報酬、取引費用、為替等の要因があるため、ファンドとベンチマークの騰落率は完全に一致するものではなく、乖離する場合があります。また、ベンチマークに関して、指数提供者により構成銘柄および構成比率の訂正等が発生した場合には、通常のポートフォリオの調整を行う場合と比べて、ファンドとベンチマークの騰落率の乖離はより大きくなる可能性があります。ベンチマークの算出・取得ができない事態が生じた場合、委託会社はベンチマークの変更や廃止を含む運用方針の見直しを行うことまたはファンドを償還することがあります。

■ 投資信託に関する留意点

- ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。

お申し込みメモ

購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金の申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所またはナスダック証券取引所の休業日のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申し込みの受け付けを行いません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） *販売会社によっては、より早い時間に申込締切時間を設けている場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。
信託期間	無期限（設定日：2025年6月30日）
繰上償還	信託設定日より1年を経過した日以降において、信託契約の一部解約により、各ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
決算日	毎年6月10日（ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取り扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。配当控除は適用されません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める 3.30%（税抜3.00%）以内 の率を乗じて得た額
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	日々の投資信託財産の純資産総額に 年率0.6875%（税抜0.625%）以内 の率※を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 なお、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払われます。
------------------	---

※ 信託報酬の料率（信託報酬率）は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{信託報酬率（年率・税抜）} = 0.625\% - (\text{ETF運営経費率} \times \text{前月末のETF投資割合})$$

ただし、計算された信託報酬率（年率・税抜）が0.335%を下回った場合、信託報酬率は0.335%とします。

・「ETF運営経費率」とは、信託財産で投資している上場投資信託証券の目論見書、その他公表資料に記載されている運営経費比率をいい、信託報酬率の算出時点で委託者が知り得る最新の率とします。

・「前月末のETF投資割合」とは、前月最終営業日における信託財産の当該上場投資信託証券への投資割合をいいます。

・「前月末のETF投資割合」が信託財産の純資産総額の5%以内の場合は、上記の計算方法は適用しないものとし、信託報酬率は年率0.625%（税抜）とします。

その他の費用・ 手数料	- 組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などは、実費を投資信託財産中から支払うものとします。これらの費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。 - 監査費用、目論見書・運用報告書の印刷費用、ファンドが連動対象とする指数の商標使用料ならびに情報使用料などは、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限として、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとします。
----------------	--

* 上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

販売会社（投資信託説明書（目論見書）のご請求・お申し込み先）

- 受益権の募集・販売の取り扱い、投資信託説明書（目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資※に関する事務などを行います。

※ 分配金を受け取るコースのみを取り扱う販売会社は当該業務を行いません。

金融商品取引業者等の名称		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

- 当ファンドの照会先 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）
 電話番号：03-6447-3100 ホームページ：https://www.invesco.com/jp/ja/

【ご留意いただきたい事項】

当資料は、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は信頼できる情報に基づいて作成されたものですが、その情報の確実性あるいは完結性を表明するものではありません。また過去の運用実績は、将来の運用成果を保証するものではありません。本文で詳述した当資料の分析は、一定の仮定に基づくものであり、その結果の確実性を表明するものではありません。分析の際の仮定は変更されることもあり、それに伴い当初の分析の結果と重要な差異が生じる可能性もあります。投資信託は、実質的に株式など値動きのある有価証券など（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。当ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。当ファンドの購入のお申し込みを行う場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時に販売会社でお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。